

令和 7 年中標津町議会 3 月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	6 番 阿 部 隆 弘 (P 2 ~ P 4)	1 各ハラスメント対策の的確な対応を
2	1 1 番 江 口 智 子 (P 5 ~ P 8)	誰もが投票できる環境作りを 1 投票支援カードの導入について 2 移動期日前投票所の実施について
3	1 5 番 松 村 康 弘 (P 9 ~ P 1 2)	1 地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築を 2 入湯税に対応する歳出のありようの検討を
4	3 番 栗 栖 陽 介 (P 1 3 ~ P 1 5)	1 新規の狩猟免許取得者に支援を
5	5 番 平 山 光 生 (P 1 6 ~ P 1 7)	1 子育て世帯の負担軽減に向けたリユーススペースの設置を
6	8 番 佐久間 ふみ子 (P 1 8 ~ P 2 0)	1 高齢者の見守り体制の強化を

令和7年3月定例会一般質問

通告 1

質問 各ハラスメント対策の的確な対応を

答弁 本町の実情に応じた取組を推進してまいります

6 番 あ べ たかひろ 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

6 番、阿部隆弘でございます。各ハラスメント対策の的確な対応として、各ハラスメント対策の実施状況について、町長に御質問いたします。

厚生労働省では各企業へのカスタマーハラスメント対策の義務化に向け、来年度法案提出を目指すとの新聞報道がありましたが、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊婦、出産、育児、または介護に関するハラスメントについては、各関係法律により各指針が示されています。そして、国家公務員には人事院規則により各ハラスメントの防止と運用について規制されていますし、カスタマーハラスメント対策についてもポスター掲示などの取組を始めています。

また、北海道もカスタマーハラスメント条例を制定いたしました。

また、地方公務員についても、令和6年6月に地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について総務省通知が示されております。

本町においては、中標津町セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する要綱が平成25年に制定されておりますが、妊婦、出産、育児、または介護に関するハラスメントについては規定されていないことから改定する必要があります。

カスタマーハラスメント対策については、町民向けのポスター掲示や業務向上対策として電話録音を実施し、音声案内などの導入も必要と考えます。

また、令和5年6月1日現在で実施されました各地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査結果の本町の状況はどうなっていますか。

調査結果と今後の取組について、町長のお考えをお聞かせください。



【答弁：町長】

御質問の各ハラスメント対策の的確な対応につきまして、答弁申し上げます。

令和6年6月の総務省の通知では、ハラスメント防止措置に係る義務と責任の再確認と必要な措置を講ずるよう地方公共団体へ要請があり、この通知にはパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントに加え、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント、そして顧客などからの著しい迷惑行為でありますカスタマーハラスメント対策についての助言が含まれております。

本町のこれまでの対応は、定期的な職員あて通知等により、セクハラ、パワハラの防止について職員の関心と理解を深め、併せてセクハラ、パワハラに限らず各種ハラスメントの相談窓口として総務課職員係のほか、中標津町職員衛生委員会委員や根室町村等公平委員会といった安心して相談できる環境につきまして周知をしてきたところであります。

このような中、平成25年に制定した中標津町セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する要綱では、議員御指摘のとおり、セクハラとパワハラについての考え方や対応に係る規定にとどまっており、町として新たな課題である各種ハラスメントへの具体的な対策を明確に示すためにも要綱改正の必要を感じておりますので、できるだけ早い時期に改正を目指してまいります。

また、議員御提案のカスハラ対策の例についてですが、昨年10月のダイヤルイン導入に伴い更新した電話機に録音機能が搭載されておりまして、必要に応じて録音できる環境を整えたところでありますが、音声案内につきましては職員の負担軽減につながる可能性を秘める一方、住民の皆様には御不便をおかけする懸念がございます。

具体的には音声案内だけでは十分な対応が難しく、かえって時間を要するケース、特に高齢者や緊急性の高いお問合せのときには、音声案内による時間ロスや不安や不満を増幅させることが懸念されます。

現状のカスハラ対策といたしましては、組織的な対応として上司が関与するなどの対策を行っており、引き続き職員が組織的に行動することの重要性を理解し、それぞれの役割を果たすための体制を整えるため、研修などを通じて職員のスキルアップに取り組んでまいります。

御質問の総務省の取りまとめました地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査結果における本町の状況ですが、令和5年時点では、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント及び公平委員会に関する職員周知が未実施であったため、一部未措置の団体となっておりますが、令和6年におきましては措置済みとなっております。

ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つけ、職員の能力発揮を阻害し、公務能率の低下

や勤務条件の悪化を招き、貴重な人材損失にもつながる問題であります。

職員が安心して働ける職場環境を実現し、組織全体の活性化につなげるため、国の助言等を参考に本町の実情に応じた取組を推進してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。以上です。

令和7年3月定例会一般質問

通告2

質問 投票支援カードの導入について

答弁 準備が整い次第実施します

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。通告に基づきまして、誰もが投票できる環境づくりについて、1件、2点にわたり質問いたします。

1点目は投票支援カードの導入についてであります。

昨年の町議会議員選挙の告示期間のことです。役場の入り口で高齢者に声をかけられました。期日前投票に来たものの、投票したい人の名前を忘れてしまったというのです。投票所の職員の方につないで、投票台で候補名を確認していただくよう案内をしてもらいましたが、これまでも投票所の台が硬くてうまく字が書けない、候補の名前が多過ぎて字が見えない、代筆はしてもらえけれど、静かな場所で誰に投票するか聞かれたくないなど、投票時に困ったという声がしばしば聞かれます。

こうした高齢者や障害を抱えた方にとっても投票しやすい環境を整備すべく、全国的に投票支援カードやコミュニケーションボードの導入が進められています。道内では札幌市がダウンロード方式の選挙支援カード、岩見沢市などがコミュニケーションボードを活用し投票の支援を行っています。

当町の投票率は50%前後で推移していますが、その中でも中高年世代の投票率は高く、団塊の世代が後期高齢者となる本年以降、高齢者比率が高まることを考えると、投票の際の配慮が必要であると考えます。最近では投票はがきと一体型の投票支援カードもあるようですが、当町における投票支援の考えについて伺います。

【答弁：選管書記長】

江口議員御質問の誰もが投票できる環境づくりをの1点目、投票支援カードの導入についてにつきまして御答弁申し上げます。



高齢の方や障害をお持ちの方への投票所での支援につきましては、現状、事務従事者が御来場される方に困っている様子が見られるときには速やかに声かけを行うなど、必要に応じた支援を行っているところです。

具体的には拡大鏡や車椅子による支援、また代理投票が必要な場合には指さしでの意思確認を基本とした代理記入を行うほか、プライバシーに配慮した対応に努めているところでございます。

また、昨年8月の町議選以降、期日前投票所において、試行的に一部の記載台にマットを設置し、書きやすさに加え筆記音対策にも効果が得られたことから、今後拡充を計画するなど、投票環境の向上にも努めているところでございます。

こういった対応により、これまで大きなトラブルなく投票が行われてきたところですが、今後さらに高齢の方の御来場が多くなることを考慮いたしますと、議員御提案の投票支援カードやコミュニケーションボードの導入は、よりスムーズに支援につなげるための効果的な手段の一つと考えます。

今後、導入に向けて先進事例の研究を進め、準備が整い次第実施したいと考えております。

なお、その際の効果をしっかりと検証し、継続の必要性も含め、その先の方針を整理してまいりますので、御理解をお願いいたします。

質問 移動期日前投票所の実施について

答弁 投票環境の向上を目指し検討してまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。2点目は移動期日前投票所の実施についてであります。

昨年の町議選と衆議院選挙では、東武サウスヒルズと計根別交流センターにおいて、期日前投票所が開設されました。東武サウスヒルズの投票所は店内にBGMが流れる中でリラックスして臨めたという声を聞いていますが、1問目でも触れました高齢者への投票環境整備として、新たに移動期日前投票所の実施をしてはいかがでしょうか。特に運転免許証を返納し、思うように外出の出来ない方にとって、投票所が近くまで来てくれることは利便性の向上につながります。

昨年の衆議院選挙では、近隣の標茶町をはじめ、白糠町、釧路町がワゴン車などを活用

し移動期日前投票所を開設しています。特に標茶町では従前より長距離移動が困難な方でも投票所を利用できるように、高齢者福祉施設前でも実施をしています。

こうした取組を研究し誰もが投票できる環境づくりを推進すべきではないでしょうか。

【答弁：選管書記長】

江口議員御質問の２点目、移動期日前投票所の実施についてにつきまして御答弁申し上げます。

期日前投票の実施に当たりましては、商業施設での実施や会場内の環境整備に努めるなど、投票率と有権者の利便性向上を目指して取り組んでおりますが、引き続きさらに工夫が必要と感じております。

議員御提案の移動期日前投票所につきましても、近隣自治体の取組や総務省が公表する全国の移動期日前投票場の取組事例集などの情報に注目しているところですが、その多くは投票区統廃合により投票所が廃止された地域の代替措置として行われております。

人口減少に伴い各投票区の有権者数が減少する中、投票立会人をはじめ事務従事者の確保の難しさや運営コストの増加といった課題により、全国的にも投票所数の縮小が進められております。

この問題は本町においても例外ではなく、期日前投票所の拡充を進める中で、新たな環境構築は難しい状況にあり、有権者の少ない投票区の在り方を含めた投票環境について総合的に見直す時期に来ていると認識しております。

そのためには慎重に調査研究を行い、移動期日前投票所の利点と現実的な課題を慎重に考慮し、バランスのとれた対応策を模索していく必要があると考えます。

地域の実情に即した効果的な方策により、高齢者をはじめとする全ての有権者の投票環境の向上を目指し、引き続き検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

【質問：江口 智子 議員】

はい。11番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

投票所の統廃合をめぐることは、今後、より価値的に見直しを図られることを期待するものですが、高齢者をはじめとする全ての有権者の投票環境の向上を目指すとの答弁をいただきましたので、もう少し詳しく標茶町の事例に触れたいと思います。

福祉車両を活用した標茶町の移動期日前投票所は昨年の衆議院選の実績として、統廃合による郊外３か所で計１９名、高齢者福祉施設前１か所で８名、さらに高校前では１９名となりました。この高齢者福祉施設では投票の意思のある入所者及びヘルパーの利用があっ

たとのことで、ヘルパーが高齢者に付き添って投票所へ行く負担が軽減されると喜ばれているそうです。

介護人材の不足は当町も同じく直面する課題となっており、民間も含めて複数の施設を抱える当町でも検討する価値があると思います。また、高校では政治経済の授業の一環として主権者教育を取り入れ、候補者や政党のマニフェストを学習した後、生徒9名、教職員10名が投票を行ったとのことでした。

当町の投票環境を整えるに当たり、こうした事例を参考にすべきと考えますがいかがでしょうか。

【答弁：選管書記長】

再質問にお答えいたします。

本町の高校生及び介護施設職員への取組についてですけれども、はじめに高校生に対する期日前投票環境の充実といたしまして、農業高校生には計根別交流センターの開設時間を下校時間に合わせて設定いたしました。

また、中標津高校生には東武サウスヒルズの開設によりまして、立ち寄りやすい環境づくりも狙った取組としております。

現時点で介護施設職員を対象とした特別な取組は実施しておりませんが、介護職員の方々の利便性向上を図るためには幾つかの課題があると認識しております。特にシフト制の勤務体系をとる介護職員にとって、限られた開設時間でどれだけ多くの方が利用できるかが懸念されるところでございます。移動式でありましても人員確保と経費を伴いますので、効果効率の観点から慎重に判断する必要があると考えております。

期日前投票の利用者が増加傾向にあり、投票環境が変化していく中でございますので、本町の実情に合った効果的な方策を引き続き研究してまいりますので、御理解をお願いいたします。

令和 7 年 3 月 定例会 一般質問

通告 3

質問 地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築を

答弁 商工会とふるさと開拓ラボの協力体制を構築し対応を進めてまいります

15 番 まつむら 松村 やすひろ 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。このたび 2 点の質問を準備いたしました。1 点目でございます。

地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築について提案をさせていただきます。

昨年 12 月定例会の補正で、全額交付税措置される地域活性化起業人派遣事業を採択いたしました。補足説明資料における本年度の取組として、地域の事業者や商工会関係団体とのヒアリングによる地域課題やニーズの調査分析を実施し、地域課題の解決を目的とした地域おこし企業の設立に向けた運営計画を策定とありましたが、その調査の進捗状況はいかになっておりますでしょうか。

私はこの事業を軌道に乗せ、交付税措置の期限が切れる未来以降も実のある成果を上げるためには、従来の既存の組織を対象とした聞き取りだけではなく、実際に我が町で創業して何とか経営を続けている、そういう苦しい思いの中で実績を上げている経営者たちに傾斜した人選をしなくてはならないのではないかと考えるものであります。

昨年 11 月をもって閉店せざるを得なくなった、私の所属する町内会の目抜き通りにレストランを開いた若者にお話を聞く機会がございました。

昨年 8 月、これは聞いたときの話でございますので、一昨年 8 月に東 13 条に、これはと思える佇まいの空き店舗を見つけ開業したのだが、その際に中標津町の空き家空き店舗活用事業補助金を申請して、それを受領しました。

他の町から移住してきて、例えば通りで催される神社のお神輿巡行では、どのような商いが可能か。やってみて初めて分かるのです。夏まつりの会場にテントを張って中標津産のそばバーガーを試食してもらったり、町民の食に対する感性とそれに合わせる企業努力をするのですが、それらが定着するには 1 年間はあまりに短く、家賃や暖房費のことと手



持ちの資金等を勘案して、この11月で閉店し実家に戻って再起を図ることとしたとお話を伺いました。中標津では珍しい乳製品や野菜やそばのパンなどを作っていたユニークのお店で、閉店が表明されると毎夜お客さんが詰めかけていました。

せめて3年、このような新規創業を支える仕組みが作れないものかと思うのですが、そのためにはこのような経験を有する創業者のチームを町内で選抜して組織し、企業人として中標津に赴任して来られる人材との深い交流を目指すべきではないかと考えますが、町長はいかがお考えになられますでしょうか。1点目でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問の地域活性化起業人派遣事業に対応する町民側の組織構築をについて御答弁申し上げます。

地域活性化起業人は、官民連携による地域の課題解決について協議を重ねてきました株式会社ネオキャリアとの取組の一つとして、社員を本年2月1日より派遣をいただいております。その後、2月6日に締結しました、株式会社ネオキャリアと株式会社ネオキャリアが地域の課題解決を目的として設立しました株式会社ふるさと開拓ラボと、本町との新たな地域活力の創出に向けた包括連携協定のもとで実施する連携事項の推進に向けて活動をしております。

現在、ふるさと開拓ラボで取り組む地域産業の活性化に向けた販路開拓、拡大への支援や、人手不足対策などの具体的な地域支援事業の構築に向けて、民間企業で培った地域活性化起業人のネットワークを生かし、中標津町商工会をはじめとした主要な団体、町内事業者からのヒアリングを実施しているところであります。

新規創業者の意見やニーズは、本町の地域活性化においても重要なものと認識しておりまして、議員御指摘のとおり、地域経済の新しい活力となる新規創業者を含む地域事業者で組織される中標津町商工会とふるさと開拓ラボとの協力体制を構築していく中で、広く事業者のニーズを収集し対応を進めてまいります。

議員の御質問にあります新規創業者が残念ながら廃業せざるを得ない要因にありましては、多種多様でありまして、全てに対応することは難しいものと考えますが、地域活性化起業人の活動範囲として、株式会社ふるさと開拓ラボとともに取り組む地域事業者の販路開拓、拡大への支援や人手不足対策などは新規創業者へのサポートの一つになるものと考えております。

今後、包括連携協定のもとで実施する地域産業活性化に向けた事業として、これらの取組を段階的に進めていく予定でございますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

げます。

質問 入湯税に対応する歳出のありようの検討を

答弁 観光振興の枠組みの中で検討してまいります

15番 まつむら 松村 やすひろ 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15番、松村でございます。2点目の質問でございます。

入湯税に対応する歳出のありようの検討をについて質問いたします。

昨年の決算審査で令和5年度の入湯税が1000万円を超える状況になったのを知りました。コロナ禍により停滞していた観光客の入り込みが復活しているのですが、この税目による歳入は今後も増大していくものと考えます。

しかるに、これに対応する歳出ですが、我が町はこれを私が議員になった33年前に確認して以来ずっと一般財源として扱い、地方税における目的税としての用途を設定してこなかったものであります。

入湯税とは市町村が温泉施設を運用し施設の整備や観光振興など観光促進などの温泉に関する目的でかかる費用を温泉の利用者に負担してもらうための税金として、地方に徴税権を付与した目的税としての地方税であるということであります。

我が町の今後の経済の発展を考えると、観光産業は1番伸び代が高いのではなかろうかと考えます。実際、羅臼町ではコロナ禍によって停滞していた新しいホテルの建設が始まっています。中標津空港における観光客の利用度はますます上がってくるだろうと思われます。

一方、業界における取組は各社の温泉の入浴剤を開発したぐらいで、町中に湯のまちのたたずまいを感じさせるものと言え、道路の側溝から上がってくる湯気ぐらいのもので、気の利いたキャッチコピーの看板も、温泉による町民のための健康増進の取組も目にとまりません。

この際、目的税としての入湯税を本来の趣旨に沿った歳出として、関係者の参加を促しアイデアを募り支出を委ね、出湯の郷としての中標津町を積極的に演出すべき時ではないかと考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

【答弁：町長】

議員御質問の入湯税に対応する歳出のありようの検討について御答弁申し上げます。

目的税であります入湯税は地方税法第 701 条の規定によりまして、鉱泉浴場所在の市町村が環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光施設の整備を含む観光振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯者に対し税を課するものとされております。

当町におきましては、中標津町町税条例により、12 歳未満などの課税免除者を除く鉱泉浴場の入湯客 1 人につき宿泊 1 泊 150 円、日帰り 70 円を課税し、鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者において申告納付をいただいているところであります。

令和 5 年度の入湯税決算額 1241 万 8000 円における充当事業は、環境衛生施設整備、消防施設等整備、観光施設の整備、観光振興に要する経費で、計 4798 万円における一般財源の一部として充当し、その使途状況につきましては、毎年町広報紙 10 月号を通じてお知らせをしているところでございます。

このように入湯税の充当につきましては、地方税法に規定する入湯税の使途に従い、観光施設の整備や観光振興に限らず、環境衛生施設整備や消防施設等整備にも充当し、納税義務者や住民に対しまして説明責任を果たす観点により、それぞれの事業に偏りが生じないようにしているところでございます。

議員御提案の温泉を活用した振興策につきましては、令和 5 年度に一般社団法人なかしべつ観光協会が温泉の町なかしべつ認知度向上を図るため、動画作成やウェブサイトの新設、体験型プログラムと組み合わせるなど事業を実施いたしました。

このような地域戦略は観光や宿泊業など、関連する産業界が連携して足並みをそろえて事業を構築していくことが重要であると考えております。

入湯税の考え方は前段に御答弁申し上げたところでございます。

議員御提案の振興策につきましては、観光振興の枠組みの中で関係団体に働きかけるなど、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

令和7年3月定例会一般質問

通告 4

質問 新規の狩猟免許取得者に支援を

答弁 支援策を具体的に検討してまいります

3 番 くりす ようすけ 栗栖 陽介 議員

【質問：栗栖 陽介 議員】

3 番、栗栖陽介でございます。新規の狩猟免許取得者に支援をとということで質問させていただきます。

近年、新聞各社で報道しているエゾシカ、ヒグマに関する記事をよく目にします。理由として考えられるのは、国民の生命と財産の被害がそれだけ多いということであり
ります。

ヒグマによる人身被害は言うまでもなく、農作物の被害に関しては分かりづらいので、例を挙げて説明いたしますと、過去に白糠町のある農家で牧草地の牧草が収穫後と同じくらいエゾシカに食い荒らされて、牛に食べさせる牧草が足りなくなり毎年購入していたそうです。その後、徐々に経営が困難になり離農したそうです。

また、中標津町の畑作農家の例ですと、作物、ジャガイモなどの野菜の芽や苗をエゾシカが食い荒らす被害があります。作物は芽や苗の時点で食べられるとその作物は育たないので、ほぼ駄目になります。中標津町の酪農の被害例ですと、デントコーン、牧草の被害が甚大です。以上の人身被害、農作物の甚大な被害は当事者にとっては経営や命に関わる大問題であり、未然に防ぐしか命と農作物を守ることは出来ないのであります。

その生命と財産の被害を守ってくれるハンターたちが高齢化により減少していることも緊急な課題となっていることも、国民の関心が高い理由だと感じます。

それで猟友会中標津部会の年齢内訳は、経験豊富な順ですと 70 代 80 代が 17 名、40 代から 60 代が 37 名、20 代から 30 代が 3 名になります。経験豊富な 70 代 80 代は数年で引退するという声が多いので、ベテランハンターが激減することになります。

また、新人ハンターを育成していくべき必要がある 20 代から 30 代が、たったの 3 名しかいないという点に危機感を感じ、なぜ若い人の成り手がいないのかを聞き取りを数人に



したところ、ハンターになりたいくてもお金がかかり過ぎてなれないという返答ばかりが返ってきました。

そこで新規でハンターになるためには幾ら必要なのか調べると、初年度では何と約 74 万円もかかり、その後も維持経費は安く見ても毎年約 10 万円もかかります。初年度の費用の内訳は、狩猟免許、所持許可、猟銃などいろいろかかります。昨今の物価高騰により手元にお金が残らない、給料が上がらない等々の影響であると考えられます。

また、弾の価格も上がっているので、カラス等の有害鳥獣ですと、一発外すと赤字になりますので、新人ハンターは技術が足りない分、より金銭的に負担がかかります。

昨年はこのような事例もありました。ハンターになりたいという 20 代の女性が、根室市では新規でハンターになる費用を補助してくれているので、本当は中標津にいたいけど根室市に移住してハンターになりますと。これは生命と財産の被害を守ってくれる次世代のハンターの損失に大きく関わっている原因だと感じております。また、若い次世代のハンターの流出にもなっていることになります。

現在、北海道内での新規狩猟免許等の補助をしている自治体は 46 市町村もあります。ちなみに新規狩猟免許等の補助をしている自治体は、オホーツク管内 18 市町村中だと 13 市町村で 72.2%、根釧管内 13 市町村中では 5 市町村で 38.5%であります。根室管内だけ見ると根室市、羅臼町が補助をしております。

当町の令和 7 年度予算編成基本方針の 5 つの基本目標として、1、つながりが未来を築くまちづくり。2、安心と生きがいを感じるまちづくり。3、産業の力みなぎるまちづくり。4、住みやすいまちづくり。これらの目標の 4 つに合致しております。

以上のことを踏まえまして、ハンターになるための費用の補助をするべきかと存じますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

【答弁：町長】

栗栖議員御質問の新規の狩猟免許取得者に支援をについて御答弁申し上げます。

近年、エゾシカやヒグマによる被害が増加しているという報道につきましては、私も大変憂慮しております。これら動物による被害は人命の危機や農作物の損害など、町民の日常生活に直接的な影響を与える問題でありまして、これらは単なる農業の問題にとどまらず、地域経済全体に影響を及ぼす問題と考えております。

このため有害鳥獣駆除を担う従事者が減少することは、本町にとっても大きな損失でありまして、新規の狩猟免許取得にかかる費用が非常に高額であることが若い人たちの参入を妨げている現状は大変懸念すべき事態でございます。

このことから、本町においても町民の命、財産を守るための対策が必要でありまして、先進事例の情報収集を行うとともに財源確保を含め、新規狩猟免許者免許取得者に対する支援策を具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

令和 7 年 3 月 定例会一般質問

通告 5

質問 子育て世帯の負担軽減に向けたリユーススペースの設置を

答弁 実施に向けて早急に体制の整備を進めてまいります

5 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5 番、平山光生です。子育て世帯の負担軽減に向けたリユーススペースの設置をについて質問させていただきます。

近年の物価高騰により、子育て世帯の家計負担も増加している状況です。特にゼロ歳から 1 歳までの赤ちゃんに必要な衣類や育児用品は期間限定となってしまうものも多く、安い時期に購入しても季節が合わず使用出来ないこともあります。

その結果、必要なものを都度買い足すことになり、家計の負担がさらに増すという問題が生じています。また、子供が成長するにつれて使わなくなったベビー用品や衣類が家庭に残る一方で、それを必要とする家庭も多くあります。

そこで出生届を提出する役場や離乳食教室等が行われる保健センター、サークルの活動の場となる子育て支援センターみらいるなどの公共施設に、不要となったベビー用品や衣類を譲り合えるリユーススペースを設置してはいかがでしょうか。

子育て世帯同士の交流から地域の支え合いが生まれ、本町の子育て支援事業をさらに活性化することができる取組となるばかりではなく、廃棄物の削減にもつながるなど、新たな予算を大きくかけずに実施できる可能性があります。設置について町長の見解を伺います。

【答弁：町長】

平山議員御質問の子育て世帯の負担軽減に向けたリユーススペースの設置をについて御答弁申し上げます。

子育て世帯の不要となった児童の衣類や育児用品などは、友人、知人への譲渡や廃棄を



していることが想定されますが、議員の御指摘のとおり、近年の物価高騰などにより、新たな衣類などを購入しづらい家庭もあり、不要となった家庭からの譲渡はリユースの観点からも有効な手法と考えており、実施に向けて早急に体制の整備をしていきたいと考えております。みらいるを含む各児童館は、子育て支援センターとして位置づけており、子育て親子の交流の場となっていることから、その場所を最大限活用し、譲渡スペースの設置及び子育て親子などへの周知を行ってまいります。

また、各児童館では自主的に活動を行う子育てサークルが組織されておりまして、現在44組の親子が活動していることから、譲渡場所を各児童館とすることで子育てサークルの拡大につながり、子育て親子の支援になると考えております。不要物の収集や情報提供等につきましては、役場や保健センターとも連携を取りながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

譲渡場所を各児童館として早急に整備を行い、不要物の収集や情報提供等については、役場や保健センターも連携を図っていただけるということですが、情報提供の手段について伺います。

初めての妊娠が一番喜びとともに不安な気持ちも生まれます。しかし、生まれる前に子育て支援センター等の児童館に足を運ぶことは少々ハードルが高く感じる人も多く、きっかけを見つけにくい状況があります。

そんな時にこのリユーススペースに足を運ぶことができれば、会話によって妊娠時の不安を話すことも出来ますし、出産後も通いやすく、切れ目のない支援につながると思います。

妊娠時から情報収集が行えるよう、保健センターはもちろん、産婦人科などの待合室や役場にはポスター等の掲示、そして妊娠時に必ず渡す書類に情報の記載をしていただくということは可能でしょうか。町長の見解を伺います。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。子育て支援に係る部分に関しましては、子供が生まれてからというよりは、その以前にしっかりと体制整備することが非常に重要であると思っておりますので、よりスムーズにいけるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

令和 7 年 3 月 定例会 一般質問

通告 6

質問 高齢者の見守り体制の強化を

答弁 見守るネットワークの構築に努めてまいります

8 番 佐久間 ふみ子 議員

【質問：佐久間 ふみ子 議員】

8 番、佐久間ふみ子でございます。通告に従いまして、高齢者の見守り体制の強化をについて質問をいたします。

全国的に高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、地域での見守り体制の強化が求められています。特に孤立や急病の際の対応、日常的な安否確認の仕組みづくりが重要です。



本町においても、65 歳以上の高齢者世帯は約 3170 世帯と全世帯の約 28%になります。一人暮らしの 80 代の方から、今元気でも突然体調不良になったときのことを考えたら不安になるとの声をお聞きし、町として緊急通報機器の設置、貸与のサービスがあることを知り紹介いたしました。

一人暮らしの高齢者等が急病や突発的な事故などの緊急時にスイッチを押せば自動的に受信センターに通報できる機器として、利用者の身体状況に合わせて固定型と携帯型を利用者宅に設置するサービスです。多少条件と利用料はかかりますけれども、実際に日常生活で不安を抱えている高齢者は多いと思います。必要とする人に必要な情報が届くよう、さらに周知を進めていただきたいと思います。

最近、本町においては、民生委員、町内会等による見守り支援などが行われていますが、担い手不足や対応の限界が指摘されております。北海道七飯町では、厚生労働省が実施する補助金制度、介護ロボット等導入支援事業特例交付金を利用し、IT 技術を組み込んだ見守りシステムを導入して、独居老人等見守り支援事業を 2017 年 1 月より実施しています。

このように他の自治体ではセンサーを活用した安否確認や AI による見守り、コンビニ

や宅配業者との連携による高齢者見守りネットワークの構築など、様々な先進的な取組が進んでいます。

本町において高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境を整備する取組を、ICTを活用した新たな見守り体制の導入や地域との連携強化による持続可能な見守りネットワークの構築が必要ではないでしょうか。

そこで本町の高齢者見守り体制の現状と課題をどのように認識しているのか。また、今後の強化策として、どのような取組を検討されているのか、お伺いいたします。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の高齢者の見守り体制の強化をにつきまして御答弁申し上げます。

本町の高齢化率は全国、全道平均を下回っている状況ですが、年々その率は上昇し続けておりまして、今後も増加することは明らかな状況であります。

少子高齢化、核家族化が進展する社会において、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等の多様化など、様々な生活課題が予測され、地域全体で高齢者を支え合う体制づくりは重要となっております。

現在、本町における高齢者の見守り体制につきましては、独居高齢者等に緊急通報装置を貸与し、情報処理センターと24時間結ぶことにより、家庭内で発生した緊急事態の連絡援助体制を確立し、日常生活における不安解消に努めているところであります。申請の多くは民生委員や介護事業所、地域包括支援センターを通じて行われますが、必要とされる方に情報が届くよう、引き続き高齢者サロンなどの出前講座等により周知を図ってまいります。

また、災害時要援護者台帳を活用し、この情報を民生委員や町内会などと共有することで、平時からの声かけ、見守り活動に役立てていただくよう連携を図っているところですが、担い手の減少や負担の増加により見守り体制には限界があり、地域全体で取り組む必要があると認識をしております。そうした中で、地域における高齢者の見守りとして、現在、宅配やコンビニ事業者、新聞販売店などの民間事業者7事業者と連携協定を結び、通常の業務における高齢者宅への訪問時において、郵便受けに新聞や郵便物が相当たまっているなど、異変を感じた場合には福祉課に連絡してもらい、緊急事案については消防署、警察署へ通報するなど、不測の事態を未然に防ぐ取組を行っております。

しかしながら、協定を結ぶ当事者間の認識だけでは地域全体での見守りにつながらないことから、引き続き町民全体への周知に努め、今後においても他の民間事業者との連携を進め、地域ぐるみで支援を必要とする高齢者を見守るネットワークの構築に努めてまいり

ます。

また、ICTを活用した新たな見守り体制の導入につきましては、スマート照明やセンサーを活用したものが知られるようになってきておりますが、発信する側、受信する側、人が介在した確認行為があってこそその見守りとなり、それらの機器導入に当たっては、その有効性などを研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。